

## 小千谷市資源物集団回収奨励金交付要綱

	平成	5年	3月17日告示第	9号
改正	平成	6年	3月21日告示第	18号
改正	平成	9年	3月25日告示第	21号
改正	平成	12年	3月31日告示第	28号
改正	平成	16年	3月23日告示第	20号
改正	平成	20年	3月10日告示第	17号
改正	平成	21年	3月25日告示第	23号
改正	平成	23年	3月16日告示第	19号
改正	平成	29年	3月17日告示第	25号

### (目的)

第1条 この要綱は、資源物の再資源化及びごみの減量化を積極的に推進し、市民のごみ処理に対する認識の高揚及び生活環境の保全と向上を図ることを目的として、資源物の集団回収を行う団体及び当該団体が集めた資源物を引き取る業者に対し予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 資源物を回収し、業者に引き渡す町内会、成年会、PTA、子供会、老人会又はボランティア活動を行うグループその他の市民で組織された団体をいう。
- (2) 資源物 次に掲げるものをいう。
  - ア 古紙類 新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール、牛乳パック等
  - イ 金属類 アルミ缶、スチール缶、アルミニウム、鉄類等
- (3) 引取業者 市内に住所又は事業所を有する者で、資源物の回収を業とするものをいう。

### (団体又は引取業者の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体又は引取業者は、毎年度あらかじめ市長に資源物集団回収団体登録申請書（様式第1号）又は資源物引取業者登録申請書（様式第2号）を提出し、登録を受けなければならない。ただし、市長が特に必要かつ相当と認めた場合は、事後においても登録を受けられるものとする。

### (登録承認書の交付)

第4条 市長は、前条の登録申請書の提出があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは登録し、資源物集団回収団体登録承認書（様式第3号）又は資源物引取業者登録承認書（様式第4号）を交付するものとする。

### (交付対象集団回収の期間)

第5条 奨励金の交付対象とする集団回収の期間は、毎年4月1日から11月末日までの間とする。

(奨励金の交付基準)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けようとする団体が、その回収した資源物を第4条に規定する資源物引取業者登録承認書の交付を受けた業者に引き渡した場合に、資源物集団回収奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象とする。

2 市長は、奨励金の交付を受けようとする引取業者が、第4条に規定する資源物集団回収団体登録承認書の交付を受けた団体が回収した資源物を無償で引き取った場合に、奨励金の交付対象とする。

3 前2項に規定する奨励金の額は当該各項に定める資源物の量に応じ、別表に定める単価で算出した金額とする。

(奨励金交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとするときは、団体の場合にあつては、資源物集団回収奨励金交付申請書（団体用）（様式第5号）に引取業者が証明した資源物集団回収引取明細書（様式第6号）を添え、引取業者の場合にあつては、資源物集団回収奨励金交付申請書（引取業者用）（様式第7号）を、資源物を引き取った月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があつたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付について決定し、資源物集団回収奨励金交付決定通知書（様式第8号）により団体又は引取業者に通知するものとする。

(奨励金の返還及び登録の取消し)

第9条 市長は、偽りの申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けた団体又は引取業者に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させ、その登録を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

資源物の区分		資源物1kg 当たりの単価	
		団 体	引取業者
古 紙 類	新 聞 紙	5 円	市長が別 に定める 額
	雑 誌、チ ラ シ		
	ダ ン ボ ー ル		
	牛 乳 パ ッ ク		
金 属 類	ア ル ミ		
	ス チ ー ル		